

会員寄稿

千曲川洪水と土地割地(地割)慣行制度

●会員 内藤 武美

長野県人でも東北信出身の方は千曲川に対する思い出が特に深いように思える。私自身、奥信濃出身のためか千曲川(飯山市)といえは橋近くまでいっぱいになった洪水の時の恐い記憶が強く、一生消えないであろう。

主に千曲川の洪水と川沿いの土地利用制度である割地(地割)慣行について、諸文献の記述をもとに整理をし、現地を見て歩き地元の人に話をうかがったことを公図や地形図等で自分なりに再確認し、今回まとめてみることにした。割地(地割)慣行は農地法7条や自作農創設特別措置法5条等に規定は見られるものの、地域外の人にはほとんど知られておらず、調べてみればこの地域慣行は優れた面を持っていることに気づいた次第である。

なお、地図上に旧河道の表示と位置が示されているが、これは筆者なりに諸文献を元に旧河道を推定したものであることをご了承いただきたい。

一、千曲川の勾配

千曲川は長野県南佐久郡川上村の甲武信岳山塊に源を発して東北信を北流し、新潟県に入って信濃川と名を変えて日本海に注ぐ全長367kmの我が国最長の大河川である。河川の勾配は以下のとおりであるが、坂城・戸倉町では比較的急流なのに対し、長野盆地(松代町)に入ると急に緩やかな河川勾配となる。この勾配の度合いが洪水と大きく関係してくる。

| 河川勾配(距離1,000mでの落差(m)) | | |
|-----------------------|---------|------|
| 利根川 | 下流86km間 | 0.03 |
| 富士川 | 下流70km間 | 3.00 |
| 千曲川 | 坂城町内 | 4.5 |
| | 戸倉町内 | 3.1 |
| | 更埴市内 | 2.1 |
| | 長野市松代町内 | 0.4 |

(戸倉町誌より抜粋)

二、字名の歴史

明治時代までは部落毎の小字名がよく伝承され、それらの一つ一つが郷土発展の歴史を物語り、その土地にそそがれた祖先の遺業を偲ばせている。

例えば、町誌によると小布施町では字名が下宿大道東とか、下宿大道西とかは宿場時代の位置を教えるし、堀廻、二左衛門屋敷は豪族の居館を思わせ、雁田の利右衛門新田、飯田の嘉助畑、大島の八左衛門島、五郎助新田などは、その土地の開拓者の名前をとっている。大島の横割横割、一ノ割、二ノ割、立割、百軒割は割地慣行のあり方を偲ばせ、子ノ起、寅ノ起、酉ノ起などは、祖先がそこに心血をそそいだ日の土地開発史年表のさえに見える。

戸倉町誌によれば下記の大正橋下流から千本柳集落と内川集落との間を抜ける河川微凹地(現在のバイパス道)を現在も地下水(伏流水)が主流となって流れていること(長野県地下水調査報告書)は、かつてはここに千曲川の主流の時代があったことが推測されている。また、千曲川両側に広がる氾濫原上を網状に分流する灌漑用水路(戸倉用水、三ヶ用水、若宮用水等)があるのも興味深い。もともと戸倉町中心部は、その氾濫ごとに堆積した沖積層のため地盤はやや弱いところがある。

“歴史の道調査報告書千曲川”によれば千曲川べりの地籍図の中で〇〇河原という地字名を拾っていくと帯状に連なる。千曲川の川筋は、古川と新川、あるいは本流と分流などで何本もあったことがわかるし、水田の並び方で旧河道がわかるとも言われている。実際字名で見れば、上

徳間集落の北側は十夜河原、中川原、道場川原、上東川原等とつながるし、黒彦団地の西側は中河原、上旧川、中旧川、下旧川、下河原、中島、下中島、下河原等と更埴市に接続するなど旧河道の様子がかがいが知れる。しかし、現在この地を訪れて

も到底、昔の面影はなく、土木の発展は人の意識や居住環境を変えるのかもしれない。

その土地の字名は歴史を背負い、地域の状況を示す貴重な財産であろう。

三、千曲川洪水の歴史

千曲川は、その名の通り 1000 も曲がる川のためか洪水の被害は多く、記録に残っているもので最大なのは西暦 1736 年(寛保 2 年) 8 月 2 日の戌の満水である。これに次ぐ 2 番目の記録は明治 29 年 7 月 21 日の洪水である。この当時の水位標を示すものが長野市津野の妙笑寺と国道 18 号赤沼交差点近くにあり、あそこまで水がきたかと誰もが感動し身震いするであろう標識である。

洪水の被害では鍋屋窪(現丸子町)・上条(現上田市)・黒彦(現戸倉町千本柳, 上徳間集落等)のように村ごと流されて消えたところ、西寺尾(現長野市)のように千曲川流路の付け替え工事により村を分断されたところ、延徳沖(現中野市)のように洪水のたびに泥水をかぶったところなどはきわだった被害の村々と見られる。

小布施町誌によると千曲川の流路は大氾濫の度毎に変遷しており、大島部落は現在千曲川右岸にあるが、元和 3 年(1594)は千曲川左岸の自然堤防上にあったとされる。この大島部落を訪れてみれば街道 宿場町のように街路沿いに農家住宅が建ち並び他の地区とは異なった土地区画に気づく。これは地元の話では集落移動の名残りだという。また、千曲川右岸の自然堤防上(現在山王島旧村跡の石碑あり)の山王島集落は現在東側に移動しているなど洪水による村の移動(他に小布施町では矢島、押羽の例あり)、消滅の事例は多い。長野市真島地区一体(千曲川北側と犀川南の区間)には字名に沖が非常に多くついている。例えば、梵天東沖、梵天沖、東梵天沖、梵天前沖、北鎌倉沖、南鎌倉沖、本道浦沖、社宮社沖、北三匹山沖、南三匹山沖本道南沖、中沢沖、中沢東沖、釜屋西新田沖等といったように千曲川が大きく迂曲するため水害の履歴があったのだろう。

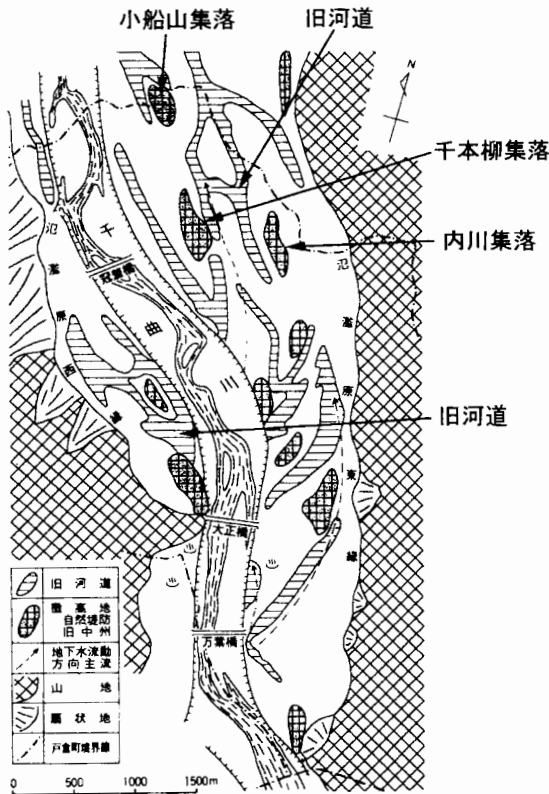
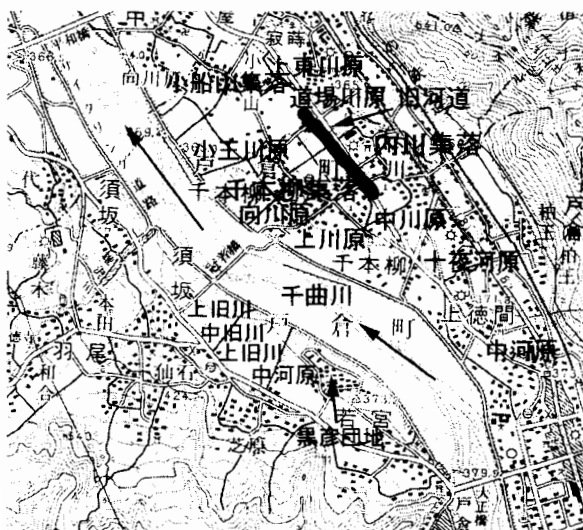


図9 戸倉町千曲川氾濫原の旧河跡微高地図
(戸倉町誌より抜粋)



(国土地理院地形図1/50000加工図)

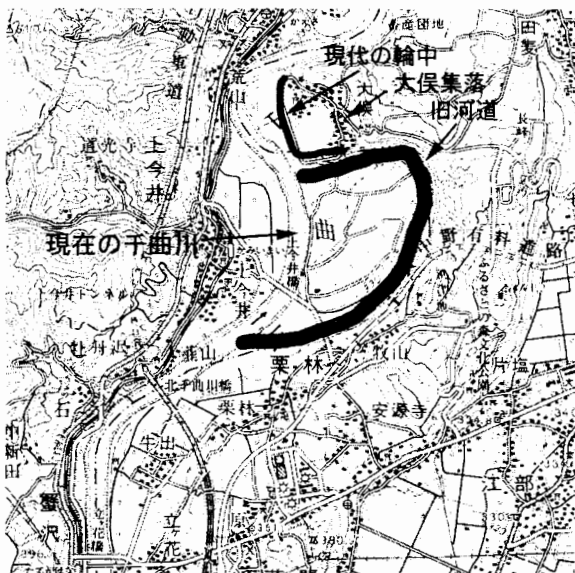
四、千曲川等の瀬直し工事

1. 中野市大俣地区

中野市大俣地区に下図のような箇所があり、旧河道の字名をしてみると、北古川、古川、南古川となっていて昭和60年の千曲川の洪水ではこの旧河道がきれいに浸水した。地元の人に聞けばこの旧河道は度々浸水するので未だに農地等にはなりにくいという。

“信濃の巨流千曲川”によれば千曲川は立ヶ花から急に川幅が狭まり、東方に大きく曲がり半円形を描くように流れていたが、洪水の際は洪滞した増水が逆流をおこして延徳沖など上流沿岸に氾濫した。この水害防除のため千曲川を上今井村で直流させる大規模な瀬直し工事が、説得にあたった丸山要左衛門の主導のもとに明治3年に実施された。反対派住民との乱闘事件、要左衛門の家の放火等数々の苦難を乗り越え、明治5年に完了した。これだけ意図的に変更した工事は県下には他に例がなく、一度見たら、その残像(旧河道の色が白い)が心に深く刻まれるほどのスケールである。

また、大俣集落西側を囲むような形で現代の輪中とも言うべき高さ4～5m前後かと思われる堤防が築かれており、一度は必見の価値があるろう。

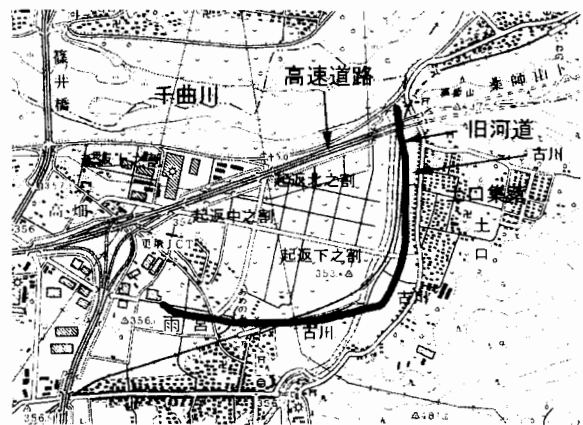


(国土地理院地形図 1/50000 加工図)

2. 更埴市土口及び雨宮地区

更埴市の土口及び雨宮地区でも下記のような例がある。

旧河川沿いと思われる字名には古川が見られ、河道と思われる字名には窪河原、高河原が連続でないがつながっている。北側には割地と思われる起返北之割、起返下之割、起返中之割、起返上之割があり、明らかに洪水の歴史を感じさせられる。実際、土口集落に行ってみれば水害対策として高い土盛りや石垣(道路より0.5～2m高い)が未だに見られるが、雨宮地区は住宅団地ができ、昔とは状況が一変している。



(国土地理院地形図 1/50000 加工図)

3. 長野市松代地区

“千曲川の今昔”によれば武田信玄が築いた海津城(長野市松代)は、真田家で名高い松代藩の居城の前身であるが、この城は創建以来、西側の足元に千曲川が流れ、そのため要害の地形となっていた。ところが、寛保二年(1742年)戊の満水(当時の記録では城が水の上に浮いていたという)で松代城中にも浸水し藩主が緊急避難を強いられる事態が生じたため、千曲川を西遷させる必要が痛感された。

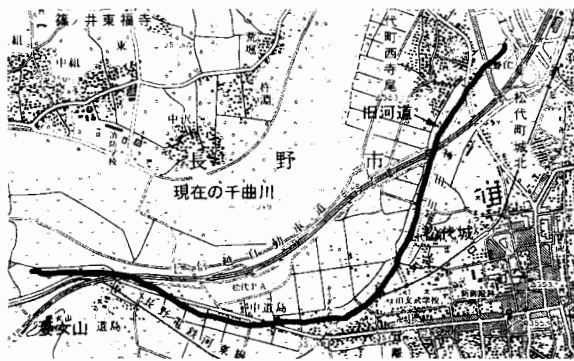
延享年間(1742～47)藩主真田信安の家老原八郎五郎は千曲川本流の瀬替えを実施し、現在の位置に移した。この瀬替えにより右岸の城下の人々は水害が減り喜んだが、左岸の西寺尾地区などは村を分断され、出水のたびに増える川欠けや境界争いに苦しんだ。現在でも大字東寺

尾は千曲川を挟んで両側に存在し、名残をとどめている。

この旧千曲川には現在の神田川が一部流れているが、字名に古川敷、河原新田等が見られるなど旧河川の名残がある。昭和57年9月の洪水では旧河道沿いに冠水している。

“「戌の満水」を歩く”の本には千曲川工事事務所提供の寛保2年(1742年)当時の旧千曲川の河道の推定位置が示されていて、たいへん興味深い。

妻女山は川中島合戦で上杉謙信公が陣をしいた所で名高いが、戦国時代はこの妻女山の下近くを千曲川が流れていた。謙信公が「鞭声粛々」と渡った千曲川も、今はそこになく約500mも北に流れを移している。もし、現在のような川の配置であったなら、謙信公も妻女山には陣を敷くことはなかったであろうし、武田信玄も妻女山の裏から謙信陣営を追い出す“きつつき戦法”はとらなかったであろうと思いをめぐらしてしまう。現在、上信越自動車道の松代パーキングから当時の状況をうかがいしれることができるが、やはり妻女山に登ると謙信公の思いがわかるような気がする。

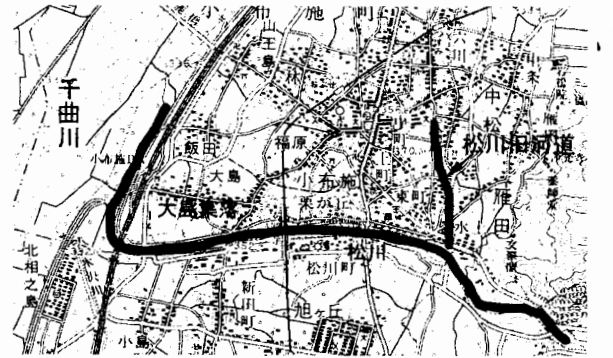


(国土地理院地形図 1/50000 加工図)

4. 松川の瀬替え

小布施町誌によれば、もともと、この松川は中世末には小布施町の松村・六川・中条あたりを北流して延徳沖に至っており支流数本は西北に乱流して千曲川に注いでいたという。福島正則公はこれらを一本化して真っ直ぐ西に流れさせる現在の河道に付け替えたと言えられる。歴史

上、正則公は晩年、この地に隠居生活させられて何もしないで終わったようなイメージが強いが地元の人にしてみれば治水等功績は大きかったであろう。現在、この河川を地図上でみると不自然なのは千曲川に合流するあたりで、人工的に作られたような曲がり方をしているのがわかる。なお、現在、松川旧河道の字名に河川らしきものをつくのは見あたらないが、六川堰・矢島堰等用水路網が扇形に扇状地を流れている。



(国土地理院地形図 1/50000 加工図)

五、割地(地割)慣行

1. 割地(地割)慣行制度

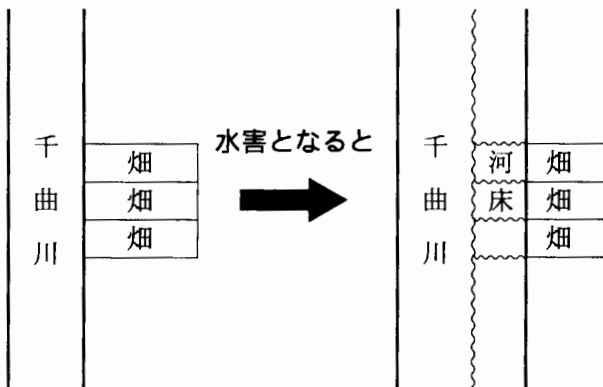
現在、千曲川の河川敷にはりんごや野菜が多く栽培されている。この河川敷(自然堤防)は砂礫を中心とする堆積物からなっているために水はけがよい。その地質を利用して様々な農作物が栽培されてきた。現在では篠ノ井から豊野町にかけての自然堤防では果樹栽培が盛んにおこなわれている。特にりんごが多く、霜や湛水に対する耐性が強いので自然堤防上での栽培に適していたためとされている。また、松代の千曲川沿岸で盛んな長芋栽培も自然堤防の地質を利用したものである。ただ、この地の場合、土地が地割慣行と呼ばれている共有地となっているために、りんごなどの永年性の作物を植えることが難しく、長芋等野菜の栽培が中心となっていた。

常に洪水・氾濫に見舞われる地である場合、個人所有地の境界が不明となることが多い。そこで「割替地」又は「地割慣行地」と呼ぶ制度によって年期を決めて耕作者が耕作地をくじ引きで割り替えることにより特定の個人への被害の

片寄りを救済している。

“信濃の巨流千曲川”によれば、割地制度は個人所有に属さない土地を住民共有の財産として利用する手段である。即ち、慶長の総検地によって、面積、石高、土地所持者(耕作者)が定められた土地以外は住民共有の財産と考えられ、土地の共有者が河川の氾濫等によって被る被害又は利益を公平に負担し又は享受するための制度である。また、共有地権利を保全することは地区住民の義務で、それは全期を通じ築堤、植林、水防活動となって表れている。

こういった共有地の土地割は短冊形の細長い耕地片に割るのが一般的で、川に向かって直角に分割している場合が多い。これは、下図のように川の浸食が多少あっても割替する必要がないからである。割替地の境界線は洪水になると消滅してしまうので、不動産の物件を目安にして引いた直線で定めている場合が多い。若穂牛島集落の共有地と旧更北村真島との境界は保基谷山(標高1521m)と善光寺本堂を結ぶ直線をもって当て、これを基線にして土地を分割している。そこで、地割慣行地の土地割が幾何学模様(古代エジプトではナイル川三角州の耕地測量のため幾何学が発達したのと同様)になり、和算が発展し、地割慣行地の割替に当たって制度の高い縮尺の共有地の絵地図を作成し、今でも数多く残っている。



飯山町誌によれば、地割りには大きく分けて高割りと面割りの二方法(他に株割り)があった。高割りは欠けて失った耕地面積に比例して分配する方法であった。高割りが終わってから余分に新しい土地ができた場合は面割りと称

して各農家へ平均に分配した。このように割りふった畑も条件が一様でなく公平をかくので、公平を期するため数年に一回割り替しをおこなった。新しい堆積平地を開墾することを起返しとよび、例えば辰年におこなった畑を辰起返しと呼んでいた。このようにして起返した畑もやがて洪水にあうと川欠けで河道となってしまうこともたびたびあった。

このような地割、割地制度は千曲川では長野市綿内、須坂市井上、日野村、豊洲村、佐久市跡部や犀川では東筑摩郡(旧)下川手村、(旧)中川手村等に見られるほか、他県にも見られる。例えば、木曾川下流の濃尾平野、信濃川下流の越後平野などであるが、水害以外では鹿児島県の台地にあり、これは固定した私有地を耕作するのではなく、クジで数年ごとに土地を割り当てる制度(門割制度)で災害危険を均等負担しようとの発想である。当時、しらす台地の中の谷筋を避けて割り振ったのは土石流の通路であったためで、ここを農地にしたら壊滅的打撃を受けることを経験的に知っていたからであるという。(しらす文化と自然災害史の記述による)

2. 割地(地割)慣行の地域

(1) 飯山市

①小沼・戸隠・柳新田地区の現在の状況

飯山市の北方面にある千曲川左岸の河川敷は、小沼・戸隠・柳新田にかけて500mを超えて広がっているが、現在は堤防道路(内務省の大堤防)によって千曲川とは分断されている。小沼・戸隠は開発当初から耕地を水害で失うことが多く、屋敷割、芝野割、拾番割、蓬野割等の字名から千曲川沿いの広い範囲の土地を割地利用してきたようすがわかる。また、この反対側の右岸にも二番割、中ノ割の字名も見られる。

この地区東側近くは樽川との合流地点にあたり、洪水の時は、千曲川増水が樽川に逆流し、古くは1406年(応永、記録では千曲川河道変ずるとある)、最近では昭和58年に天神堂地区に2階近くまで床上浸水という大災害をもたらしている。



(国土地理院地形図 1/50000 加工図)

②割地(地割)慣行

“村史ときわ(昭和 43年)”によれば水害には大別して川欠けによる耕地の流出と冠水や土砂の流入などによる被害とがある。従って、川欠けの場合には土地が川になってしまうので、まったく年貢の課税対象からはずさざるをえなかった。冠水の場合には被害状況によって税率の引き下げの処置がとられたが川欠けとなると何年も川の中となってしまうことも多かったようだ。たとえ、堤外の耕地ではあるが、当時の農民の生活の重要な支えとなっていた以上、たとえ水害による被害を受けても、その耕地を復旧する努力は繰り返行われてきた。特に流路の変動によって、新たな干揚り地ができたり、土砂の流入によって被害を受けた土地については何年もかけて復旧につとめ「起返地」として再び生き返らせる努力が続けられたのである。そして、復旧された土地は、また領主の課税の対象とされた。そして、一定の取り決めによって起返地の配分を決め、整然とした形に割って区分けが行われた。これが割地(地割)であり、安永 9年の戸

隠新田の検地帳に、堤外の耕地について、割野、巳年割、亥年割、舟頭割などの何々割という地字名があることからわかる。

ほとんど毎年といってもよい千曲川氾濫は、一方に大きな川欠地を生み出すとともに、他方で干揚り地をつくりだし、その起返地の利用と配分をめぐる他の村との、あるいは村内でのいろいろな利害の対立(中野代官所への願書等)を作り出したり、村の結びつきを強めたりした。明治の地租改正以後、この川欠地は1人1人の持分を関係農民のそれぞれの所持高の比率によって定めた共有地となった。昭和 6年、内務省による大堤防の完成後は、流路の変動をその外に限定し、耕地も安定した条件のもとにおかれるようになり、川欠けの影響は少なくなった。昭和 23年の農地改革により、農地委員会が全面積を買収し、実面積によって地番を設け、耕作者に売り渡すことによって、長らく生き続けた割地の慣行は消滅した。

“村史ときわ”には天明 2年の村内の起返り割地争論の詳細が載っており、当時の割地論争や起返地の利用をめぐる村人との関係が興味深い。現在、内務省堤防は野沢温泉村へと通じるバイパス道路となっており、車から堤外地(河川敷)のようす(割地景観)がわかる。

一般的に洪水による肥沃な土地というが、反面、堤外の耕地の大部分は畑地であり、それも、堤内の畑に比して土質の劣った下畑、下々畑、見付畑といわれたもので、それはたびたびかさなる水害のための土砂の流入などによって生産条件の悪化した耕地でもあった。江戸時代の飯山藩は度重なる水害に悩まされ、天神堂、下木島、小沼、戸隠、柳新田等広い範囲の替地を幕府に願い出て 1724年に許可され、幕府領となった。これも当時、外様大名でないため許可されたようである。

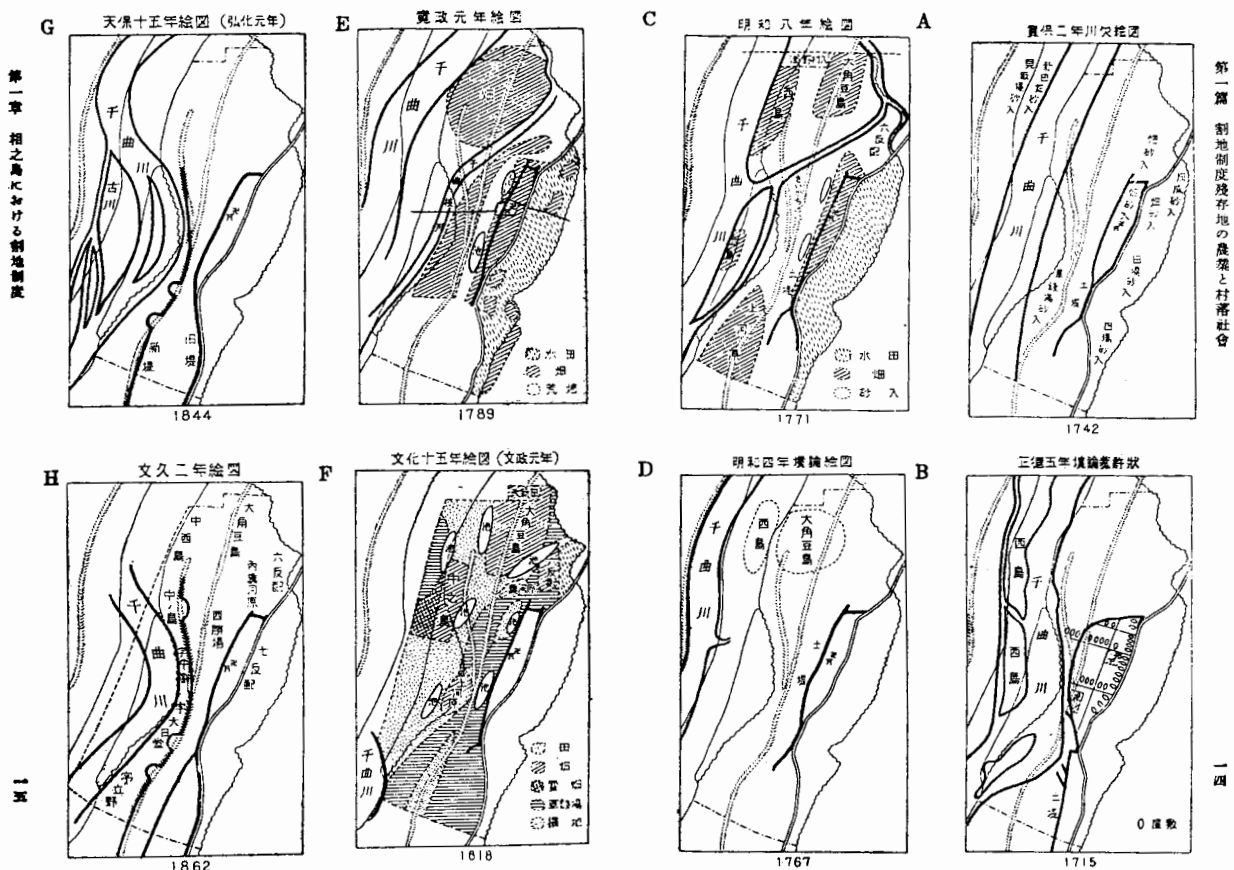
(2) 須坂市福島及び相之島地区

須坂市福島地区には今でも割地(地割)慣行制度が残っている数少ない地区である。“須坂市史”によれば往時は開墾したものが私有して

自由に耕作していたのであるが、幕府や諸藩が不安定な川辺の土地をも検地し課税するようになってからは、本田の年貢負担者である本百姓のみがこれらの開墾地を共有割地して、小作人に耕作させたが、時代の変遷とともに本百姓などの特権階級者の独占を排除し、全て面割にし、割地の全体を上割・中割・下割の三等級に分類し、それを全戸割にするなど割地制度の簡素化・合理化を敢行して現在に至っている。福島地区の下流に位置する相之島は共有地の大部分が私有地となり、大きく変容している。例えば、かつて割地であった字裏河原・六反配・一七割が私有地となり、そこに現在の北相之島団地が造成され、字中河原・北河原・長土府棟もほとんどが私有地となった。従って、割地は字上河原・字大日堂等の一部だけとなってしまったようだ。従来は質入れや権利の売買を許さなかったのであるが、厳しい条件を付して許しているなど慣行経過がよくわかる。

割地(地割)慣行制度を最もよく詳細に具体的に記述している“割地制度と農地改革(古島敏雄編)”によれば相之島地区の割替期間は水田5年、畑は種類によって7年、10年、12年、15年と分かれ、実施方法はくじ引きとしている。相之島地区の1742年(寛保2年)～1862年(文久2年)時代の千曲及び割地制度の状況が示されていて興味深い。

現在の割地(地割)慣行の状況としては井出孫六氏の「新・千曲川のスケッチ」によると川から生まれた地割慣行として次の記述がある。共有地の発生は江戸時代、発足当初、権利は福島集落に5年以上住むと権利者として認められた。管理土地の「割替」は5～10年ごとに行われた。現在の管理面積は千曲川右岸の堤内地約15ha等となっている。現在、この地区の字名には慣行どおり屋敷割、中割等が現存している。この集落の人に聞くと河川敷の土は水はけがよく、作物がよく育つというが、反面、今の



割地制度と農地改革 (古島敏雄編) より抜粋

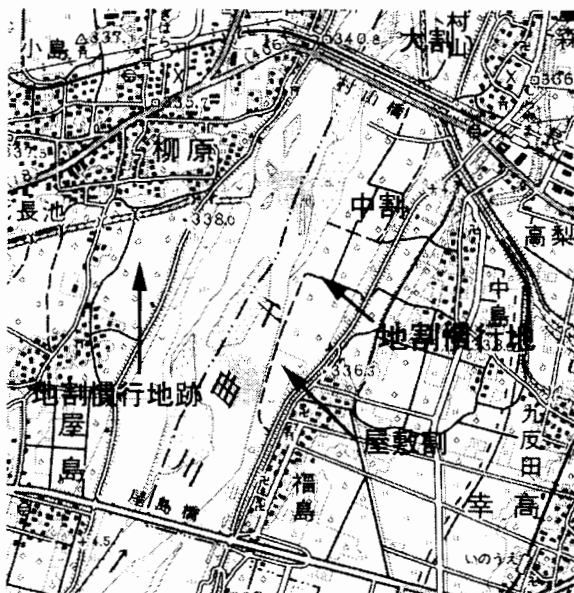
時代、若い人にはこの慣行はなじみにくいだらうと言っていた。農業の低迷、後継者不足が深刻なせいもある。

下記の図は福島地区の地割慣行のある土地の公図写し(地番は仮称)であるが、1番の土地区画が多い中、2番のような2区画分や9-1,9-2のような半分となっている区画が見られる。このような河川に直角で細長い土地が地割慣行の特徴とも言える。1区画ではりんご等果樹園の利用は困難であるが、数区画併せれば可能となる。しかし、明治中期の頃、数区画併せる合意をするのがたいへんだったようだ。昔は穀物類(江戸時代はりんご栽培はなかった)が

| | | | | | |
|-------|---|---|-----|----|----|
| 千 曲 川 | | | | | |
| 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| 6 | 7 | 8 | 9-2 | 10 | 11 |
| | | | 9-1 | | |

多かったものの現在は果樹園(りんご、桃等)や野菜類が多く栽培されている。

福島地区の対岸の長野市柳原地区にも割地(地割)慣行地跡(公図上)がきれいに残っている



(国土地理院地形図 1/50000 加工図)

るが、地元の人に聞けば第2次大戦後の農地解放により細長い短冊型になったと言う方もおられ農地解放をすり抜けてきた割地と消滅した割地の地域の違いと風化が感じられる。

(3) 小布施町山王島地区

川洲や自然堤防は水害の常習地域であるため、耕地の浸食―川欠を受けやすい。一方では旧河床の開墾―起返も行われ、土地を共有地として、水害のため定期的に割替する地割慣行地が、大島・飯田・山王島・矢島などに存在した。このような割替地は明治初年の地租改正、第二次世界大戦後の農地改革を契機に個人地に改められたものが多い。それでも提外地(河川敷)には地割慣行地が相当面積残っており、全国的見ても顕著である。これは千曲川の氾濫がいか

に激しかったかを物語るのかもしれない。その中で、山王島地区に割地(地割)慣行の共有地が残っており、知人のりんご栽培農家の話しでは1人当たり4畝程度、7年に一回くじ引きで場所を決めるという。この共有地には提外地(河川区域内)であることから国による河川敷使用の指導(高さ制限等河川の流れを妨害する物の禁止)もあり、長芋、野菜等が多く作られ、永年作物はあまり作られていないとのこと



(国土地理院地形図 1/50000 加工図)

であった。しかし、その周辺(堤内地等、河川保全区域)にある個人所有地にはりんご、桃等が多く栽培されている。

最近は、不在地主も増え、共有地でも利用せず荒らしておくよりは、親戚等が家庭菜園のような形で利用している場所もあるようで時代の流れも感じさせる。

なお、この山王島地区には字名に割がつくのは見あたらなかった。

(4) 旧長沼村(長沼、赤沼、津野、穂保、大町)

長野市の旧長沼村、具体的には長沼、赤沼、津野、穂保及び大町地区が該当するが、この地区の千曲川右岸にも古くから割替(地割)慣行があったことが知られている。この地区の割替えは村によってさまざまであるが、普通割替期間は10年以下で場所によっては数年に一度実施されるところもあったようだ。

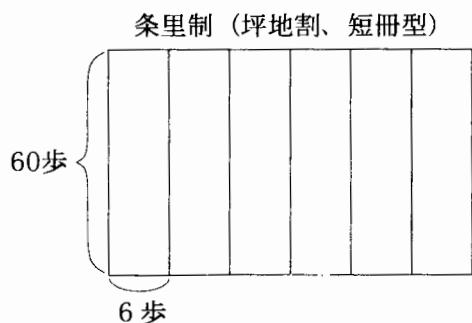
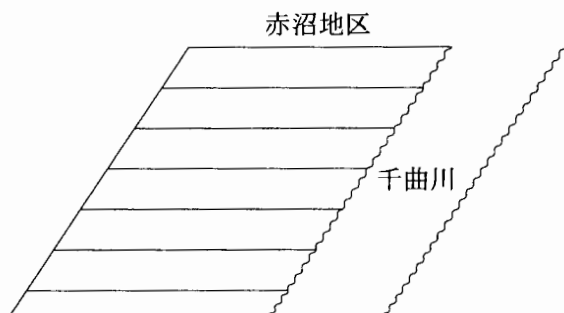
“長沼村史”によれば長沼集落の割替制度は古く、明治30年代が最後であったと推定されている。赤沼集落は明治22年町村合併以前に、既に旧堤外の共有地を個人名義にしたと言われている。この地区一帯でりんご栽培が最初に始められたのは赤沼集落が最初で、明治30年代に導入され、順次、津野・穂保・大町へと南



(国土地理院地形図 1/50000 加工図)

へ拡大し、大町集落に最後に広まったのは昭和初年(昭和4年繭価の暴落がりんご栽培普及に拍車をかけた)にであった。赤沼集落が長野盆地ではもっとも古くりんご栽培が始まったという事実は、この割替(地割)共有地が既に明治末期には、事実上消滅していたことが大きな理由と考えられている。10年近い年月が経たなければ収穫期に入らないりんごのような永年作物は頻繁に行われる割替地には栽培上困難が伴ったようだ。

現在、赤沼地区の字名には酉割、中割、上割、午割等割地(地割)慣行跡(一部共有地が現存する)と思われる箇所が多く残されており、公図上、下記のような形状となっているが、須坂市及び小布施町より細長い形状のものが多い。こういった形状の土地を見るに中国の古制にならって耕地を基盤目状に区分する目的で奈良平安時代初期に始められた条里的地割(条里制は善光寺平で早くから進められていた)に類似すると感じられるのは筆者だけだろうか。この地区近くの人によれば最近、りんごは重くて値段も安く栽培する人が減っており、後継者不



足が深刻であると嘆いていたのも時代の流れかもしれない。

穂保集落は表面上4人の代表者の共有地になっているが、実際にはこれが50全戸に割り当てられ、地味や川欠に対して同一条件になるよう堤防から川に向かって割られている。

大町集落は昭和になっても割替えがおこなわれた。集落東側の上町地区では昭和18年に当時、桑畑であった共有地を半軒目として、7間半×27間半の86区画に割って、昔から住んでいる43軒に、その家の株に応じて割り当てた。

(5) 長野市若穂牛島地区

この牛島地区は水害常襲地帯の輪中集落として有名であるが、内務省堤防の完成、昭和47年に東南部の輪中堤が撤去され、同49年には西南部の輪中堤も削られて区道になったが、これが輪中の跡として僅かに残っている。しかし、現在、堤防道路のせいもあるが輪中の面影は感じられなくなっている。

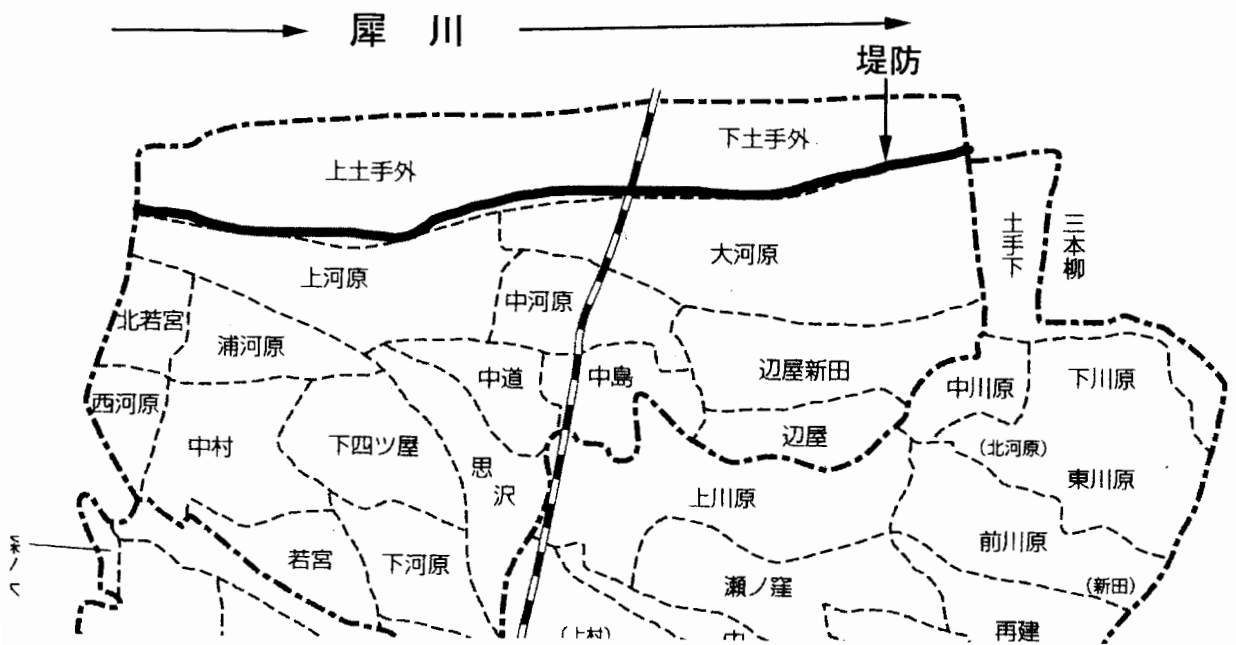
この牛島地区の住宅地の大部分は千曲川と犀川にはさまれた地域である。上村・中村の字名が以前千曲川の河川敷に残っていたよう

で、洪水により村が水没したことも伺える。また、この地区の字名は村北沖、村東沖、村西沖、村南沖、北組屋敷添沖等全て沖がついている。

“信濃の巨流千曲川”によれば、割地(地割)慣行は天保3年(1832)に村中総寄りで割替地規定証書が取り決められてからと伝えられている。堤防の改修によって昭和39年に個人に受け渡され、昭和45年度に「個人現地登記」が完了し、牛島共有地は200有余年の存続に終止符を打ったが、犀川両側沿いに公有河川敷の耕作を認可された共有地を面割地として、2.6haが耕作者組合によって管理運営され、割替えの名残りをとどめている。なお、現在、この地区に字名に割地を示すような場所は見あたらず、また興味があった上杉謙信公鞍掛の石があるとの伝説の場所も探したが不明であった。

(6) 長野市川中島町四ッ屋地区

千曲川との合流地点に近い犀川の川中島町四ッ屋地区の字名(下図参照)を見てみれば、浦河原、上河原、中河原、大河原等ここも旧河道と思われる水害跡地の字名が残っている。西部の山地の狭い地域を下ってきた犀川は小



長野市誌の川中島町地区別字名表 (一部加工)

市橋西側にある犀口でにわかには長野盆地に放流され、広く犀川扇状地を形成している。現在は堤防があり、流路が定まっているが、長野市誌によれば昔は網状流となって自由に流路をかえ、広く氾濫を繰り返したようだ。字名に広く河原があり、一級河川の岡田川が南に向かって流れているのもその名残であろう。

この地区にも割地(地割)慣行跡が残っている。この地区の地割慣行は字名に割がつかないが、長野県郷土史研究会の池田三夫氏の研究(四ッ屋村における地割慣行)によれば寛文9年(1669年)の出水で川欠の多かった14人に、その代替地を与えた”十四人分”に始まり、以後新田惣郷割で制度化され、数次の新割、割替えが行われて明治維新に至った。明治5年、政府は地租改正に伴う土地制度の改革で、共有を禁止する「割地禁止」の通達を出し、四ッ屋村の割地もこれに従い、約51%が個人の所有地とされたが、土手外川沿いの危険地帯にはなお共有地として従前の姿のものが残された。明治43年に最後の割替えをおこない、大正8年旧河川法が施行され、川沿いの割地十町歩余が河川地に無償編入された。第二次大戦後占領軍の命令等により農地解放(農地調整法、自作農創設特別措置法)が行われたが、地割地は対象外であった。昭和31年川中島町と昭和村が合併して川中島町となったが、この合併を機に地割地の払い下げを行い、個人所有地となった。これによって、寛文9年以来の四ッ屋地区の地割地は完全になくなり、その長い歴史の幕を閉じたのである。

現在も、この河川敷には当時の地割慣行地の矩形をした農地が広く見られる。

六、最後に

このように千曲川洪水は、割地(地割)慣行という地域に優れた土地利用制度を生み出していた。水害のあった畑は泥をかぶっているので数年間は使えない土地であったが、農民の復元意欲や能力は農業の進化、測量技術の向上等にも結びついてきたことは驚きに値する。土地を共有地にする慣行は小さな神社や入会権の土地にも見られる

が、制度や慣行を長らく維持していくには最良な方法(処分が困難)なのかもしれない。

長野県は農家戸数及び農家人口が全国トップクラスをほこるだけに農村社会の結びつきは全般的に強く、それは割地(地割)慣行にも影響してきたのであろう。

古くからの集落を形成しているところは微高地、自然堤防上にあるケースが多く、ちょっとした浸水には対処できる。このちょっとした高さが生活、地価及び土地利用制度には重要なものかもしれない。

最後に、ご協力いただいた知人、地元の方にはこの場を借りてお礼申し上げます。

七、引用及び参考文献一覧

村史ときわ、飯山市史、小布施町史、長沼村史、戸倉町誌、更埴市史、長野市誌、中野市誌、木島平村誌
千曲川の今昔(社団法人北陸建設弘済会発行)、歴史の道調査報告書千曲川(長野県教育委員会編)、信濃の巨流千曲川(建設省北陸地方建設局千曲川工事事務所企画発行)、長野郷土史研究会機関誌長野132号、しらす文化と自然災害史(岩松暉氏・原口泉氏1994年講演集)、国土地理院地形図(1/25000,1/50000)
新・千曲川のスケッチ(井出孫六氏)、復元信濃國絵図(更科埴科郡編、長野県地名研究所)、割地制度と農地改革(古島敏雄編、東京大学出版会)、「戌の満水」を歩く(信濃毎日新聞社出版局編、信濃毎日新聞社)

以上